

身体的拘束最小化推進体制に関する取り組みについて

(院内掲示用:2026 年 6 月 1 日)

【基本方針】

当院は、「親切・丁寧・敬愛」の理念のもと、患者さんのもてる力を生かし、寄り添う医療・看護・介護を提供します。患者さんが安心して快適な療養生活を送ることができるよう、「身体拘束を行わないこと」を基本方針として掲げています。

身体拘束は、人としての尊厳を侵し、生活に不自由をもたらすだけでなく、本来の生体機能を低下させ、患者さんの QOL(クオリティ・オブ・ライフ:生活の質)を根本から損なう危険性があります。一方で、身体拘束を行わないことにより、治療の中断や転倒・転落などのリスクが高まる可能性もあります。当院では、これらのリスクを適切に評価し、身体拘束を行わないことによる影響を最小限にとどめながら、患者さんの尊厳が守られ、その人らしく生きることを支えます。

【具体的な取り組み】

- ・身体拘束が必要となる可能性のある患者さんに対しては、心身の状態を丁寧に評価し、適切な身体拘束予防策を実施します。
- ・医師・看護師、その他の多職種で構成された身体拘束最小化チームが、定期的に院内ラウンドを実施し、身体拘束を行わないケアの推進を支援します。
- ・全職員を対象に、身体拘束最小化に向けた研修を定期的に開催し、患者さんの人権および意思決定を尊重するために必要な知識・技術の向上を図ります。
- ・患者さんの生命や身体を保護するため、やむを得ず身体拘束を必要とする場合は、ご本人およびご家族に十分な説明を行い、同意を得たうえで実施します。また、身体拘束解除に向けたカンファレンスを定期的に開催し、身体拘束の期間を最小限にとどめます。